

改 正 前	改 正 後
<p>9 農学研究科に置く事務部は、フィールド科学教育研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、農学研究科等事務部とする。</p>	<p>1 0 (同 左)</p>
<p>1 0 東南アジア研究所に置く事務部は、アジア・アフリカ地域研究研究科及び地域研究統合情報センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、東南アジア研究所等事務部とする。</p>	<p>1 1 霊長類研究所に置く事務部は、野生動物研究センターの事務を併せて処理するものとし、その名称は、霊長類研究所事務部とする。</p>
<p>1 1 宇治地区に置く事務部は、化学研究所、エネルギー理工学研究所、生存圏研究所及び防災研究所の事務を処理するものとし、その名称は、宇治地区事務部とする。</p>	<p>1 2</p>
<p>1 2 第1項に定めるもののほか、エネルギー科学研究科、情報学研究科及び地球環境学堂の事務のうち特定の事務を併せて処理するため部局事務部を置き、その名称は、三研究科共通事務部とする。</p>	<p>1 3</p>
<p>1 3 前項の事務部に事務長を置き、エネルギー科学研究科事務長、情報学研究科事務長又は地球環境学堂事務長をもって充てる。</p>	<p>1 4</p>
<p>第17条の2 前条第1項に定めるもののほか、物質—細胞統合システム拠点に事務部を置く。</p>	<p>1 5</p>
<p>2 前項の事務部に、事務部長として事務部門長を置く。</p>	<p>第17条の2</p>
<p>3 前項に定めるもののほか、第1項の事務部に副事務部門長を置くことができる。 (部局事務部の課等)</p>	<p>2</p>
<p>第18条 医学研究科事務部に保健学科担当課を置く。</p>	<p>3</p>
<p>(中 略) (部局事務部の所掌事務等)</p>	<p>(部局事務部の課等)</p>
<p>第28条 部局事務部における所掌事務及びその分掌は、当該部局事務部が置かれる部局の長が定める。ただし、第17条第3項から第10項までに定める複数の部局の事務を処理する事務部にあつては当該関係部局長と協議等のうえ定めるものとし、同条第11項に定める宇治地区事務部及び同条第12項に定める三研究科共通事務部にあつては関係部局長の合意に基づき当該事務部の長が定めるものとする。</p>	<p>第18条 医学研究科事務部に経営企画課を置く。</p>
<p>(後 略)</p>	<p>2 前項の課に課長を置く。</p>
	<p>(部局事務部の所掌事務等)</p>
	<p>第28条 部局事務部における所掌事務及びその分掌は、当該部局事務部が置かれる部局の長が定める。ただし、第17条第3項から第12項までに定める複数の部局の事務を処理する事務部にあつては当該関係部局長と協議等のうえ定めるものとし、同条第13項に定める宇治地区事務部及び同条第14項に定める三研究科共通事務部にあつては関係部局長の合意に基づき当該事務部の長が定めるものとする。</p>
	<p>附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>